

四ツ葉学園中等教育学校生徒の政治的活動等に係る指導方針

令和元年6月17日
伊勢崎市立四ツ葉学園中等教育学校

生徒の政治的活動等について

- ・教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校教育の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づきこれを禁止します。
- ・放課後や休日等であっても、学校構内での選挙運動や政治的活動については、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないように、これを制限又は禁止します。
- ・放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、原則として、家庭の理解の下、生徒が判断し行うものであります。ただし、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、これを制限又は禁止します。また、生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合等には、これによる当該生徒や他の生徒の学業などへの支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲で制限又は禁止することを含め適切に指導を行います。